



平成 25 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 三井倉庫株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤岡 圭
(コード：9302、東証第 1 部)
問合せ先 広報室長 宮下 紀夫
(TEL.03-6400-8017)

会社分割（簡易新設分割）による持株会社制への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 10 月 1 日（予定）を効力発生日として会社分割（簡易新設分割）の方法により持株会社制に移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、持株会社制への移行は、必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件に実施いたします。

記

1. 持株会社制への移行の目的

物流業界を取り巻く環境は、依然厳しいものがあります。こうした中で、当社は、100 年の歴史を持つ倉庫会社からグローバルな総合物流企業への進化を目指し、平成 24 年 11 月に策定した中期経営計画「MOVE 2013」に基づき、これまでに M&A を含め拡充してきた業務体制を活用し、グループすべての事業の更なる成長に全力で取り組んでおりますが、今般、各事業の成長を一層加速し、事業規模の拡大と企業価値の持続的向上を図るため、持株会社制に移行するものであります。

当社グループは、持株会社制のもとで、以下のような役割分担により、更なる成長を目指します。

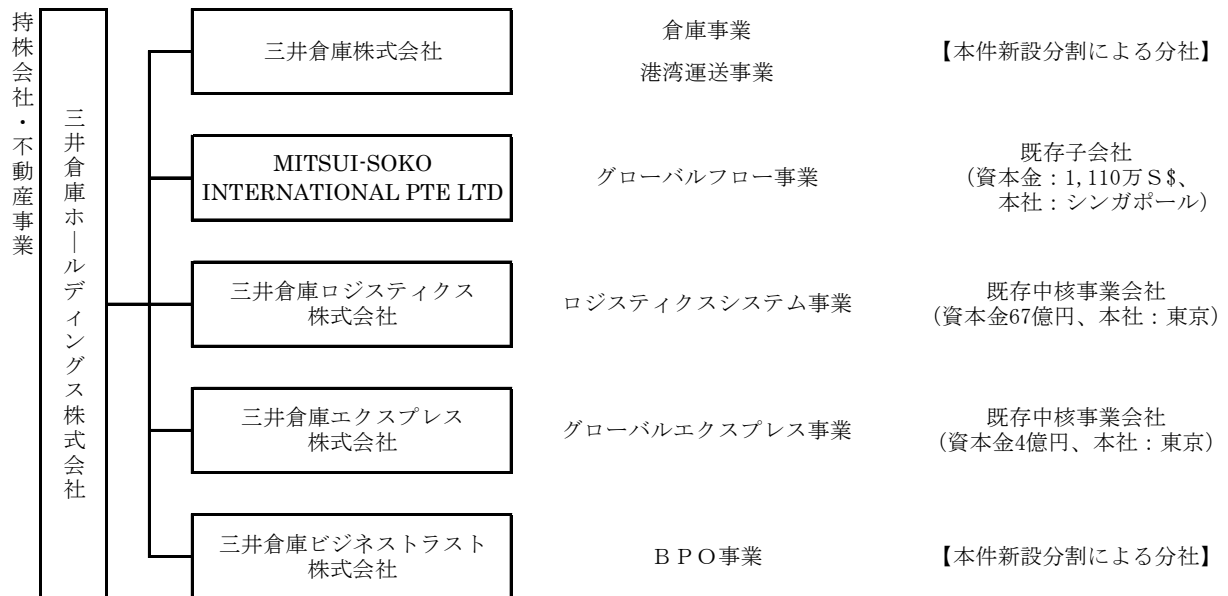
- (1) 持株会社は、グループ全体最適・中長期視点からの戦略立案及び資源配分を行うとともに、共通機能を集約して受け持つなど、自立・自律で成長を追求する事業会社を支援します。
- (2) 事業会社は、任せられた権限内で自由にスピーディな意思決定を行い、持株会社の支援を活用しつつ、自らの事業領域において徹底的に成長機会を追求します。

2. 持株会社制への移行の方法

- (1) 当社を分割会社とし、当社が営む事業のうち、「倉庫事業」及び「港湾運送事業」については「(新) 三井倉庫株式会社」を、また、「BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）事業」については「三井倉庫ビジネストラスト株式会社」を、それぞれ新設分割設立会社とする簡易新設分割です。
- (2) 当社は持株会社として引き続き上場を維持します。

- (3) 当社は、平成 26 年 6 月開催予定の定時株主総会において承認が得られることを条件に、本会社分割の効力発生日において、商号を「三井倉庫ホールディングス株式会社」（英文：MITSUI-SOKO HOLDINGS Co., Ltd.）に変更するとともに、事業目的を、持株会社制移行後の事業に合わせて変更することを内容とする定款変更を行う予定です。

3. 持株会社制の概要（持株会社と中核事業会社）



4. 持株会社制への移行の日程

持株会社制移行決議取締役会	平成 25 年 11 月 12 日
新設分割計画決議取締役会	平成 26 年 5 月（予定）
定款変更のための定時株主総会	平成 26 年 6 月（予定）
持株会社制に移行	平成 26 年 10 月 1 日（予定） (会社分割の効力発生日、定款変更の効力発生日)

5. その他

会社分割の詳細、持株会社制移行後の詳細事項等については、今後決定次第、あらためてお知らせいたします。

以上